

2026年2月24日

しまなみ信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」対象口座の改定について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、しまなみ信用金庫（理事長 和木 俊二）では、長期間ご利用のない口座の不正防止および今後のサービスの維持に努めるため、「未利用口座管理手数料」の対象口座の改定を実施いたします。

対象口座の改定に伴い、下記のとおり「普通預金規定」「総合口座取引規定」「貯蓄預金規定」を一部改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

## 記

## 1. 改定内容

変更後	変更前
全ての普通預金口座および貯蓄預金口座で、最終取引日から2年以上、決算利息以外の預入れまたは払戻し（未利用口座管理手数料を除く）がない口座	2021年4月1日以降に口座開設し、最終取引日から2年以上、決算利息以外の預入れまたは払戻しがない口座

※当該手数料の改定に伴い、「普通預金規定」「総合口座取引規定」「貯蓄預金規定」を一部改定いたします。

## 2. 改定日

2026年5月1日（金）

## 3. 手数料

年間1,320円（消費税を含みます）

※本改定による変更はありません。

以上

## 【普通預金規定・総合口座取引規定の改定内容】

改定後	改定前
19. (未利用口座管理手数料) (1) 当金庫が定める一定期間、決算利息以外の預入れまたは本項に定める未利用口座管理手数料の引き落とし以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。	19. (未利用口座管理手数料) (1) 2021年4月1日以降に開設した普通預金口座は、当金庫が定める一定期間、決算利息以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。
(2026年5月1日改定)	(2021年4月1日改定)

## 【貯蓄預金規定の改定内容】

改定後	改定前
18. (未利用口座管理手数料) (1) 当金庫が定める一定期間、決算利息以外の預入れまたは本項に定める未利用口座管理手数料の引き落とし以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。 (2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。 (3) この預金口座が未利用口座となった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。 (4) 前3項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却いたしません。 (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この預金口座を解約することができるものとします。 (6) 解約された口座の再利用はできません。	(追加)
19. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします	18. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします
(2026年5月1日改定)	(2020年4月1日改定)